

◎開議の宣告

○塩田勉 議長 おはようございます。

13番小沢秀宏議員から遅刻する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎認定第1号～認定第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第1、認定第1号平成22年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてより日程第25、認定第25号平成22年度横手市水道会計決算の認定についてまでの25件を一括議題といたします。決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。

【決算特別委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 決算特別委員長 決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

今定例会におきまして決算特別委員会に付託になりました認定25件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

認定25件の審査については、8月30日に決算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。

各分科会の審査は、9月2日と5日に行われました。

9月20日に開催した決算特別委員会では、各分科会長報告を受け、それを踏まえて市長に対し、4名が総括質疑を行ったところであります。

認定25件について討論はなく、採決の結果、すべて認定すべきものと決定いたしました。

なお、認定第1号、第2号、第4号、第5号、第24号、第25号の6件については、起立採決を行い、第1号と第4号は起立多数、他の4件は起立全員でありました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○塩田勉 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。6番。

○6番（齊藤勇議員） ご苦労さんであります。

当該年度平成22年度一般会計決算を認定するに当たり、反対の立場から討論いたします。

当該年度は依然として景気が後退した上に、真冬の雪害や3月の大震災など、市民生活や雇用、産業

振興の面で大変苦慮、難儀された1年でありました。中でも主力産業の農業振興上、これらの位置づけの問題、そして多くの住民の要望や議会での一般質問にもあるにもかかわらず、結果としても不調、不振でありました。それでも、前年度からの繰越金や臨時特例債の加算等による地方交付税が増額になったことから、補正予算での手当てあるいは国保会計への法定外繰り入れなどを行使された上で、なお黒字決算に至らしめたことを一定の評価するものであります。

しかしながら、1つには、弁償金に起因する収入未済額の件や固定資産税の課税誤りなど、事務事業のチェック体制が問題化されたのも、当該年度のことであります。次年度からの組織機構改革で、本庁集約化の準備年度といえるこの時期にこそ、綿密な組織形態の検証がなされなければならなかったと考えます。あわせて、地域局の充実は防災面からも必要ですし、組織の業務体系に組み込まれる嘱託職員の待遇についても、真剣に考慮しなければ業務は成り立つものではありません。また、数回にわたる議会に対し不十分な議案提案に見られるように、予算を伴う個々の議案をさまざまな角度から精査、検討を経て施策を打ち出しているのか疑問を持たざるを得ない、そういう事業も認められました。

新設の学校給食センター建設における食数規模の件、あるいは一般廃棄物処理施設建設計画における経緯など、そして議会はもとより、公務労働に携わる職員に対しても市長ご自身が十二分に説明し、理解を得る努力をなされたのか、決算を見る限りでは伝わってくるものがございません。依然低迷する経済情勢下で、地方自治体として問題は山積であり、その中でどんなに厳しくとも職員が働きやすい、そういう市役所づくりをやることはもちろんでありますし、市民目線、必要とされる公共事業、施設であればあるほど、住民との信頼構築が不可欠であります。そうした一連の手順、手法においても十分な方針と施策が求められるわけであります。そうしてこそ、私は地域とともにつくる地方公共団体としての横手市が、やはり力強く進むものだと思っております。

合併横手市、6年目に入るわけですけれども、現在の国政の行き詰まりが一層色濃くなる中、不本意な事業展開をせざるを得ないという、そういう側面もあろうかと思いますが、あえて当該年度平成22年度の一般会計決算の認定に反対するものであります。

以上であります。

○塩田勉 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、認定第1号平成22年度横手市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立多数であります。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに

決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第2号平成22年度横手市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第4号平成22年度横手市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第4号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立多数であります。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第5号平成22年度横手市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第5号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第24号平成22年度横手市病院事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第24号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、認定第24号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、認定第25号平成22年度横手市水道事業会計決算の認定についてを起立により採決いたします。

認定第25号に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、認定第25号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、既に議決されております6件を除く19件について採決いたします。

19件は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、19件は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第117号及び議案第121号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第26、議案第117号平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）及び日程第27、議案第121号工事請負契約の締結についての2件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（2番寿松木孝議員）登壇】

○寿松木孝 厚生常任委員長 厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。今定例会におきまして厚生常任委員会に付託になりました議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第117号平成23年度横手市介護保険特別会計補正予算（第2号）について主な質疑と答弁を申し上げますと、介護保険給付準備基金についての質疑に対し、当局より、準備基金は、第1号被保険者の保険料の増嵩を抑えたり、緊急の場合の給付に充てるための財源である。年度末の基金残高は、1億1,400万円弱になる見込みである。ただ、今年度の国の調整交付金がどれだけになるのか、さらには今後の給付がどれだけ上がってくるのかによって基金積立残高が大きく動くことがあるので、その点はご了承いただきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第121号工事請負契約の締結についての主な質疑と答弁を申し上げますと、地盤的に大丈夫かとの質疑に対し、当局より、平成17年に旧大雄村において施設の建て替え構想検討時、施設隣接地の地質調査を行って、基本的に地盤は大丈夫だと判断されている。また、設計者も確認しているので大丈夫だろうと思う。ただ、地盤沈下のおそれがあるので、増築部分は補強などをしっかり行う予定であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○塩田勉 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第121号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、議案第121号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号について採決いたします。

議案第117号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第117号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第104号～議案第118号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第28、議案第104号横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例より日程第32、議案第118号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました議案5件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第104号横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、使用料をいただくことにした経緯についての質疑に対し、当局より、旧石田理吉家は、建物ばかりではなく書架や陶器など貴重品もたくさんあり、寄贈者からも資料館的な運営をしてもらいたいという意向があった。それらも含めた管理費用として使用料をいただきたい。金額については類似施設を参考にしたとの答弁がありました。

また、まち巡りパスポート事業の中で有料公開している蔵と、市で取得した旧石田理吉家を別途有料公開するということは観光客や蔵の所有者に混乱が生じないかとの質疑に対し、当局より、公開事業に

協力していただいている蔵の所有者を訪問し、まち巡りパスポート事業を1年やってみての意見を伺った。その中で、旧石田理吉家の有料公開についてもまち巡り事業の中で行うものであるということの説明し、理解をいただいた。また、使用料の徴収について、特段異議の声は出なかったとの答弁がありました。

また、市の施設だけが単独で有料公開するということは、せっかく蔵のまちとして見直され地域の皆さんも協力してくれている機運が妨げられないか心配だ、使用料をいただくことが適当なのか、さまざまな角度からの検証が必要だと思う、地域全体での意思統一ができてから使用料をいただくべきではないかとの質疑に対し、当局より、蔵の所有者の中には毎日公開してもいいという人、月に3分の1くらいは休みたい人、単独で有料公開したい人などさまざまな考えがあるようだ。そうした中で、市の施設の有料公開についても、関係者との相互理解の中で進めなければならないと考えているので検討したいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号横手市増田観光物産拠点施設設置条例について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号横手市集落多目的共同利用施設等設置条例の一部を改正する条例について、新たに設置された集会所の地元負担についてとの質疑に対し、当局より、事業費の補助残部分は一般財源で支出している、地元からは翌年度に地域振興のために使用していただきたいということで、おおむね市が負担した相当額を寄付金ということでいただいているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について及び議案第118号平成23年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第2号）について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○塩田勉 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第104号横手市増田伝統的建造物伝承施設設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、議案第104号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第105号横手市増田観光物産拠点施設設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、議案第105号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております2件を除く3件について採決いたします。

3件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第106号～陳情23第13号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第33、議案第106号横手市横手駅西口駅前広場設置条例より日程第38、陳情23第13号市道東里南部線への側溝布設及びガードパイプ設置についてまでの6件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（15番佐藤徳雄議員）登壇】

○佐藤徳雄 建設常任委員長 建設常任委員長報告を行います。

今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案5件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第106号横手市横手駅西口駅前広場設置条例について、主な質疑と答弁を申し上げます。自転車が東西自由通路を利用できないことへの対応策についての質疑に対し、当局より、自転車には富士見大橋下の地下道を利用していただくことを前提に、表示や照明灯などさまざまな点で地下道の改修を行ってきたところであるとの答弁がありました。

また、横手駅からこまちを利用する方の駐車場は十分な状況にあるのか、こまちの利用者が西口駐車場を使った場合、料金はどうかとの質疑に対し、当局より、JR横手駅で用意しているこまち利用者のための無料駐車場が30台ぐらいあり、また、駅舎改築前に比べ駅周辺の駐車場台数も増えている。加えて、今回西側に駐車場があるので、横手駅からも十分対応できるだろうという見解をいただいている。西口駐車場の料金は30分までは無料とし、10時間までは1時間当たり100円、10時間

を超え48時間までが1,000円となっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号横手都市計画事業駅西地区土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げます。2.3%の利子を採用した根拠は何かとの質疑に対し、当局より、土地区画整理事業の清算期間は5年となっているため金融機関の5年物の金利を採用した。今回の利率は清算金が確定した7月時点での県内銀行の金利を採用しているが、東北管内の金融機関では一番安い金利となっているとの答弁がありました。

また、金利の変動を想定して2.3%以内という形をとることはできなかったのかとの質疑に対し、当局は、政令の規定により、条例によって6%以内で利率を確定させる必要がある。また、分割納付の申し入れがあった場合、5年間の利率を計算し相手方に明示しなければならないことから、金利を固定する必要があるとの答弁がありました。また、質疑において、できるだけ利率を安くするのが行政の配慮だと思うので、5年物に限定しなくてもよかったのではないのかとの意見がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号横手市風致地区地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例、議案第119号平成23年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第120号平成23年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の3件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情23第13号市道東里南部線への側溝布設及びガードパイプ設置については、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○塩田勉 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第106号横手市横手駅西口前広場設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、議案第106号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております1件を除く5件について採決いたします。

5件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第103号～陳情23第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第39、議案第103号横手市地域コミュニティ施設設置条例より日程第45、陳情23第14号地方財政の充実・強化を求めることについてまでの7件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（24番佐々木喜一議員）登壇】

○佐々木喜一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員長報告を申し上げます。今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案4件、請願2件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第103号横手市地域コミュニティ施設設置条例及び議案第107号横手市学校教育施設整備基金条例については質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について主な質疑と答弁を申し上げますと、未申告に対する罰則規定が強化されることになるが、市ではどう運用するのかとの質疑に対し、当局より、税務署の調査を受けて検挙されるケースがあるが、明らかに本来税金を納めなければならないだけの所得があるのに、税金を逃れようとする意図をもって申告しなかったというような場合が、今回の法律改正の対象となる。現状ではそのような方はいないと思うが、故意に過少申告などの悪質な場合の脱税犯との均衡を考えると、このような罰則が必要だということで地方税法が改正された。所得がほとんどないために申告しなかった、あるいは申告をすっかり忘れていた、また病気のために申告できなかった場合などは、罰則規定の対象にならないものと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第122号財産の取得について主な質疑と答弁を申し上げますと、スクールバスの活用方法と今後の購入予定についてとの質疑に対し、当局より、現在、大森中学校では授業が終了する午後4時半ごろと、部活動が終わる午後6時半から7時ごろにバスを走らせているが、明峰中学校についても同じような形で検討している。必要なスクールバスは10台のうち、今回は45人以上の中型バス5台を購入したいと思っている。3台は現在使われているバスを利用し、2台は29人乗りのマイクロバスを、この後購入する方向で考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願23第2号義務教育費国庫負担堅持及び国庫負担2分の1復元を求めることについて、及び請願23第3号30人以下学級実現を求めることについて、並びに陳情23第14号地方財政の充実・強化を求めることについて意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○塩田勉 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第103号横手市地域コミュニティ施設設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、議案第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第107号横手市学校教育施設整備基金条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、議案第107号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております2件を除く5件について採決いたします。

5件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、5件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第116号の委員長報告、質疑、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第46、議案第116号平成23年度横手市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（19番遠藤忠裕議員）登壇】

○遠藤忠裕 一般会計予算特別委員長 一般会計予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第116号の審査については、8月29日一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は9月12日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会長の報告は、すべて原案どおり可決すべきものでありました。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○塩田勉 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第116号平成23年度横手市一般会計補正予算（第6号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○塩田勉 議長 起立全員であります。したがって、議案第116号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開時間を1時15分といたします。

午前11時27分 休憩

午後 1時15分 再開

○塩田勉 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議会改革検討に関する事項について

○塩田勉 議長 日程第47、議会改革検討に関する事項についてを議題といたします。

議会改革検討特別委員長の報告を求めます。議会改革検討特別委員長。

【議会改革検討特別委員長（30番田中敏雄議員）登壇】

○田中敏雄 議会改革検討特別委員長 議会改革特別委員会を代表いたしまして、活動の検討経過について、要点をご報告申し上げたいと思います。

委員会はまず第1番に、議会がまちづくりの先導役になるという特別委員会の設置の趣旨を定めまして、二元代表制のもとで議会本来の特性を発揮していくための規範となる議会基本条例を、この定例会での制定を目指しました。2番目に、議会改革となれば、我が市議会としてどんな取り組みをしていくことが議会改革となるのか、また、市民から求められていることは何かと具体的に探り出すことといたしました。そして第3番目に、改革検討の作業を進めるに当たっての指針、策定に向けてのテーマを持って議論を発展させようということになりました。

この3点から特別委員会の運営要領を設定しまして、1年間の作業工程のスタートとなったわけであり、委員会は合議制という議会の原点に立ち、議会と議員のあるべき姿から改革論議の掘り起こしと策定に向けてのテーマの第1に、議会は今、市民から何を求められているのか。第2に、議会基本条例は今なぜ必要なのか。第3に、我が市議会の現状と改革への課題は何だろうかという3点を提起しまして、委員会を3部会構成として、基本条例制定への背景などの分析と調査と研究へ、徹底した議論の積み上げを繰り返し行ってきたところであります。

さらに、委員会は、社会環境、経済環境の変化により生ずる市政の諸課題に適切かつ迅速に対応できる議会を目指すという理念から、条例制定後も実践の中で継続的な改革を怠らず推進するんだという基本姿勢で、3部会での討議から全体会での討議と、精力的な検討会議を積み重ねてきました。少々手前みそかと思える評価になるかもしれませんが、そこはひとつ皆さんから大目に見ていただくこととしまして、みんなが本当にがり勉ならぬ、ここの言葉で言えばがりっこかんで、あれもある、これもあるだろうと、あるある尽くしに加えて、また、こうする、こうなるだろうという真剣な議論でありました。その集約といたしまして、第1次素案と第2次素案を提示しています。

しかし、9月7日開催の第13回特別委員会の締めくくりに見解から申し上げます。私どもが目指しました今議会での制定は、この時点ではどうしても無理がある。議会がよければなお、一方的な提案はできない、してはならないという結論になりました。その理由としましては、特別委員会設置の趣旨であります市民主権の議会改革でありますから、これは絶対に省略してはならない、無視できない詰め作業として、市民公聴会の開催、パブリックコメントを受けた素案の調整という大事な仕事であります。これにはさらに丁寧に時間をかけていく必要があるという一致した意見であります。

委員会としましては、期限内にすべての工程をクリアできなかったことには、まことに面目ない思い

と、段取りでの責任と反省をしなくてはいけないのでありますが、住民との協議による議会を目指すという改革、改善でありますから、市民目線での慎重な対応が極めて重要であるという認識での結論でありますので、重ねて全議員でのご承諾をお願いいたしたいと存じます。

報告書には制定に向けての基本姿勢と、改革への取り組みの中から幾つか主なものを取り上げて説明していますが、その中の一例としましては、現在、施行中の一問一答方式であります。折しも素案に盛り込んでいます反問権が、今議会で早くもと申しますか、らしき演出かなと思わせるシーンもあつたりでありましたから、私ども委員会のメンバーも、このときは大いに提示しています素案が、現実味を帯びた本番への兆しかなという、それなりの自信につながったような雰囲気でありましたことを、率直に代弁しておきたいと思えます。

どうか報告書の記述につきましては、議員各位の黙読で省略をさせていただきます。どうかこの後を引き継いでいただく作業チームへ、何かとご提言などをお願いする次第であります。

終わりになりますが、委員会が目指した今議会での制定になりませんので、委員会としての結語はできませんが、この1年の活動、検討経過を少々なりとも振り返りまして、感想みたいなものを一言述べさせていただきます。

委員会で、私どもは二元代表制の一翼を担う市民を代表する唯一の議事機関としての重要な立場にあるということの再認識ができました。議会改革は、議員の満足度を求めるものではなくて、市民から評価されるものでなければならないという議員自身に対する厳しい立場と環境に、一環した姿勢での議論の展開でありました。そして、市民から見た行政の諸課題や問題点を、合議制代表機関という言論の場としての機能を発揮する議員間の自由闊達な討議を通じて、市政の論点を明らかにしていくこと、そして合意形成を図りながら市民要望を着実に実現、具現化し、市民の負託にこたえていく議会を目指すという議論でありました。そして公正性、透明性、信頼性を高めていく市民に開かれた議会としていく議論では、市民と議会が情報や意見交換できる地域別議会報告会を開催していく方向でまとまりました。テーマを定めて議会版タウンミーティングの積極的な推進など、市民参加の社会を拡大していく議会改革が重点かと考えます。

この1年の活動と先進市議会の研修から、改革は永遠のテーマであるという課題を背にした委員会としての感想であります。本市のあるべき議会像への最高規範とする議会基本条例制定の必要性を、改めて主張いたします。そして、ここに提示しています素案が、この後の条例制定に向けての資料になれば、まことに幸いであります。この1年、議員各位のご協力に感謝を申し上げまして、特別委員会の最終報告とさせていただきます。

以上、終わります。

○塩田勉 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

これで議会改革検討特別委員長の報告を終了いたします。

◎議会案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第48、議会案第4号樹園地再生対策事業の継続を求める意見書を議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨の説明を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（11番土田祐輝議員）登壇】

○土田祐輝 産業経済常任委員長 樹園地再生対策事業の継続を求める意見書案の提案理由を申し上げます。

横手市では、昨年末から降り続いた雪はやむことなく、140年の歴史を誇る当市特産のリンゴを初めとするブドウ、サクランボなど、先人たちが幾多の困難を乗り越えて地域の主要な作目に築き上げた果樹全般にわたり、甚大な被害をもたらしました。国・県並びに横手市においても、農業生産施設や果樹園の再生に向け支援しているところではありますが、想像を超える甚大な被害から果樹産地を再生するためには、数年を要するものと考えられます。雪害からの再生と、産地間競争を乗り越え、当地域が消費者から信頼される産地として復興を果たすため、雪害からの復旧にきめ細かく対応した樹園地再生対策事業が継続実施されるよう、秋田県知事に対し要望するものであります。

本意見書案は横手市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、産業経済常任委員会から提案するものです。議員各位のご賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

よろしくお祈りを申し上げます。

○塩田勉 議長 ただいまから委員長の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。
議会議案委員会のため、暫時休憩いたします。

午後 1時29分 休 憩

午後 2時00分 再 開

○塩田勉 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号の上程、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第49、議案第5号義務教育費国庫負担制度堅持及び国庫負担2分の1の復元を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明及び委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議案第5号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第50、議案第6号30人以下学級実現を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第6号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議会案第7号の上程、討論、採決

○塩田勉 議長 日程第51、議会案第7号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により趣旨説明並びに委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第7号については趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第7号は議員全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議会派遣の件

○塩田勉 議長 日程第52、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件はお手元に配付しました議員派遣の件のお

り決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長にご一任願
いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 議長 ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○塩田勉 議長 これで平成23年第6回横手市議会9月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時06分 閉 会

